第5分野 市民と行政が協働でつくるまち

基本方針2

誰もが尊重される地域社会 を形成します

事業年度	令和4年度
責任部長	市長公室長
責任課長	企画課長
責任課	企画課
主管課·関係課	企画課、市民課、秘書広報課、学校教育課、社会教育 課、児童家庭課、健康課、商工課

■施策の概要

|施策1:人権の意識の高揚

【主管課:総務部 市民課】

DV(親密な関係の間でふるわれる暴力)や児童への虐待、学校等でのいじめ、感染症に関する誹謗中傷、SNSによる人権侵害、LGBT等性的マイノリティに対する偏見など、社会情勢の変化により新たな人権問題が発生しています。このため、関係機関・団体と連携を図り、家庭・地域社会・学校・職場等における人権教育及び啓発を推進し、多様化する価値観やライフスタイルをお互いに認め合う、「共に認め合い思いやる 人権尊重のまち」を目指します。

施策2: 男女共同参画の推進

【主管課:市長公室 企画課】

男性も女性も一人ひとりがお互いを尊重し合い、責任を分かち合いながら、家庭や職場、学校及び地域などあらゆる場面において、誰もが自分らしい生き方を選択し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。このため、男女共同参画の意識を高める取組みを進めるとともに、事業所などに対して積極的に雇用環境の整備等を働きかけます。

施策3: 多文化共生の推進

【主管課:市長公室 秘書広報課】

在留外国人が安心して暮らし、地域の一員として市民と共に日常生活や社会生活が円滑に営まれるよう、多言語による生活情報の提供や日本語教室の開催などのコミュニケーション支援を図ります。また、文化的な違いを理解し認め合う風土の醸成に向け、交流機会の充実や意識啓発を推進します。

■関連指標の動向					現状値	各年度の目標値(上段)					=== /== /== /==								
指標名	単位	管理 望ましい			各年度の実績値(下段)					評価年度の達成率									
111余位	平 区	種別	方向	施策	(R1)	R3	R4	R5	R6	R7	17.27.7								
▶ 自分や家族の人権が侵害されたと思う 市民の割合(まちづくりアンケート)	%	フロー	7	施策1	10.5	_	_	9.1	_	8.0	_								
市民の割合(まちづくりアンケート)	/0		Ä		(R2)	-	_												
DVに関する相談場所が分からなかっ た市民の割合(男女共同参画アンケート)	%	フロー	7	施策1	3.4	-	-	_	0.0	-	_								
た市民の割合(男女共同参画アンケート)	/0	76		旭米「	0.1	-	-												
 ▶ 審議会の女性委員比率(時点)	%	フロー	7	7	7	7	7	7	7	7	7	施策2	23.4	27.0	28.8	31.0	35.0	40.0	75.7%
	/0	74		旭宋2	池米2	池米乙	20.4	22.0	21.8				1 3.170						
国際交流団体会員及びボランティア登	Į.	フロー	7	施策3	施策3	施策3	123	132	136	141	145	150	86.0%						
録数(時点)	人	74					池水り	心深ら	123	108	117				30.0%				

■決算データ及び構成事務事業の実施状況										
施策名		R3決算額(千円)	D/油質類/工田)	構成事務事業の実施状況(R4)						
	心 束石	N3次异般(十门/	N4次异创(十门)	а	b	С	d	-	小計	
1	人権意識の高揚	3,219	4,255	0	3	0	0	0	3	
2	男女共同参画の推進	575	573	0	1	0	0	0	1	
3	多文化共生の推進	114	328	0	1	0	0	0	1	
小計		3,908	5,156	0	5	0	0	0	5	

- a:順調に実施されており、成果が表れている事務事業
- b: 概ね順調に実施されており、一定の成果が表れている事務事業
- c:概ね順調に実施されているものの、目指す成果が表れていない事務事業
- d: 実施状況及び目指す成果ともに停滞している事務事業

■基本方針に係る総括評価(所見)

【責任部長:市長公室長】

基本方針に掲げる「誰もが尊重される地域社会を形成する」ため、「人権意識の高揚」、「男女共同参画の推進」、「多文化共生の推進」の3つの施策を柱として取り組んでいる。これらの施策は広い分野に跨り、啓発や講座等の取組みに対しても、成果として現れにくいことから、長期的視点で推進していく必要がある。そのうえで、令和4年度の施策の成果に対する責任課の評価は、関連する事務事業の状況、成果と課題の捉え方から、概ね妥当であると判断できる。加えて、個々の具体的な取組みについても、それぞれの施策が目指す姿に関連しており、方向性は正しいと考える。

しかし、施策2「男女共同参画の推進」の指標及び施策3「多文化共生の推進」の指標に関しては、いずれも目標値を達成していないことから、周知や開催方法等の手法に工夫を凝らしながら、引き続き施策事業を推進していく必要がある。

また、SNSの普及により、従来からの人権侵害や児童虐待等に加えインターネットを悪用したプライバシーの侵害等の増加が懸念されることから、相談をはじめ、適切な支援提供が行えるよう体制整備が必要である。

■施策ごとの評価

施策1:人権意識の高揚

【主管課:総務部 市民課】

評価 B 目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。

▶後期基本計画策定時の「現状と課題」

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

人権侵害を助長する情報発信、感染症患者に対する差別、 性的指向に対する偏見など多様化する社会の中で様々な人 権侵害事案が発生しています。 人権に対する正しい知識と理解をもち、誰もが人権を尊重した行動をと ることができる社会となっています。

DV被害や児童虐待に対して、安心して相談できる場所の提供、地域を含めた関係機関との体制強化や地域で見守る活動が必要です。

DV被害や児童虐待について安心して相談できる体制が整い、適切な支援を受けることができる環境となっています。

I.施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・法務局への相談をはじめ、市が開設する特設相談所(市内7地域)における延べ相談件数は78件にのぼり、前年と比べて33件増える結果となった。主に法務局への電話相談が多かったものの、特設相談所での相談ケースについても、人権擁護委員、市、法務局等の関係機関が連携して問題に対応するとともに、啓発や教育といった活動等も推進することができた。「人権週間」の実施期間中には、大和町のショッピングセンターピオにおいて街頭啓発活動を実施し、啓発物品の配布を通して人権意識の高揚に努めたほか、白鳥地域のふるさとまつり等のイベントでも啓発活動を行った。また、人権教育においては、相生小学校(八幡町)と南アフリカ共和国リンポ州シロアム村の小学校とのライブ映像による交流を通して、同国における人種差別や人権について学ぶ機会を提供することができた。このほかに、市内8校の小中学校に対して人権紙芝居の貸出を行い、人権に対する正しい知識と理解に向けて取り組むことができた。
- ・児童虐待や育成相談などを含む家庭児童相談は、延べ1,416件(R3:1,566件)にのぼり前年と比較して減少してはいるものの、児童虐待における相談は16ケース(R3:13ケース)、DV相談に関しては延べ54件(R3:44件)と増加した。これらの相談や事案ケースに対し、専門相談員を中心に被害者に寄り添った支援、緊急時対応など関係機関と連携を図りながら迅速に対応した。また、年2回開催した市いのち支え合い虐待防止推進協議会実務者会議では、関係機関との情報共有や具体的事例による有効的な支援方法の検証を行うなど、被害者への適切な支援に向けて取組みを行うことができた。

【課題】

- ・従来からの女性、障がい者に対する人権に加え、子どもや高齢者、外国人、犯罪被害者に対する偏見や差別、インターネットを悪用したプライバシーの侵害等、多様化する人権侵害への対応が課題となっている。
- ・日本語が話せない外国籍市民からの相談もあるため、適切な支援等を実施するには、日本語以外でも対応できる体制が必要となってきている。

Ⅱ.今後の方向性と具体的な展開

- ・性的マイノリティに対する偏見など人権問題に対する正しい知識と理解の促進、学校における人権教育等の取組みの推進など、第一次郡上市人権施策推進指針に基づき、ホームページや広報誌等による啓発をはじめ、人権擁護委員協議会を中心とした催事会場での啓発活動、また家庭や学校のほか地域等でも人権教育に取り組んでいけるよう関係部局との連携を強化しつつ取組みを進めていく。
- ・複雑化、多様化する児童虐待やDV相談に対して、安心して相談ができ、適切な支援が行えるよう引き続き相談員を配置する。相談員の支援技術等の向上も必要となっているため、研修等を通じてスキルを磨くとともに、より専門性の高い関係機関の協力や役割分担により、相談や支援体制の強化を進めていく。また、ホームページ等の広報媒体を通じて相談場所を周知するとともに、電話や対面での相談だけではなく、SNSを使って気軽に相談できる体制の検討も進めていく。
- ・日本語以外での相談にも対応できるよう、国の「児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金」を活用し、外国の方も安心して相談できる体制の検討を進めていく。

施策2:男女共同参画の推進

【主管課:市長公室 企画課】

評価 B 目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。

▶後期基本計画策定時の「現<u>状と課題」</u>

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

本市の男女共同参画アンケートによると、社会全体として、男性の方が優遇されていると感じる市民の割合が多いことから、男女が共に平等であると感じられる社会づくりが必要です。

すべての市民が、家庭や職場などあらゆる場面において、個性と能力を 十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会となっています。

I.施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

- ・男女共同参画サポーターと協議を行いながら男女共同参画の解説や市の取組み紹介、市内で起業し子育てと仕事を両立している夫婦へのインタビュー番組を作成し、CATVとYouTubeで放映を行ったことで、男女共同参画について市民が理解や関心を持つ機会を作ることができた。また、女性の活躍応援セミナー(6回/延べ37人)及び個別相談会(8回/延べ14人)を開催した。セミナー後には講師を務めた企業も含め参加者同士の交流の中で、企業側のニーズと参加者が有する資格のマッチングにより就職に繋がるケースもあり、好評であった。
- ・ハラスメント防止、育児休業の取得、ワーク・ライフ・バランス、男女雇用機会均等法等の啓発チラシを市内企業に配布するとともに、啓発動画をYouTubeで公開したことで、雇用環境の整備等について市民に関心を持つ機会を作ることができた(YouTube視聴回数527回)。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や、各種認定制度の取得推進について学ぶ「ホワイト企業を目指す企業の座談会」を郡上市雇用協議対策協議会が中心となって開催し、市内企業12社11名(R3:5社5名)の参加があり、企業間の情報交換や認定制度の理解及び意識向上を図ることができた。

【課題】

- ・指標とする「審議会の女性委員比率」は21.8%と目標値を上回ることができず、庁内において男女共同参画の意識を高めるための取組みが必要である。
- ・女性の活躍を応援するセミナーの参加者が固定化してきているため、開催方法等を見直す必要がある。
- ・市内事業所等に対する雇用環境の整備、女性の役員・管理職への積極的登用の働きかけを幅広く推進していく必要がある。

Ⅱ.今後の方向性と具体的な展開

- ・男女共同参画サポーターと連携しながら周知啓発活動の充実を進めるとともに、事業所などに対しても積極的な働きかけを行い、男女共同参画に関する市民の意識向上を図る。
- ・市職員で構成する郡上市男女共同参画推進研究会において、第3次郡上市男女共同参画プラン事業実施計画の進捗について評価検証を行いつつ、実効性のある取組みを進めるとともに、審議会の女性委員比率を向上させるため、研究会を通して女性の積極的登用の働きかけを行っていく。また、郡上市男女共同参画推進審議会での審議に当たり、委員の関心が強い分野や方針をいくつか絞ることで、より詳細な審議ができるようにする。なお、第3次郡上市男女共同参画プラン(計画期間:R2~R6)は令和6年度に終期を迎えるため、次期郡上市男女共同参画プランの策定に向けた調整を進めていく。
- ・女性の活躍を応援するセミナー等を引き続き開催していくなかで、受け身ではなく市内の子育てサークルに出向く出張方式にし、関心がない女性へも届くような開催方法を検討していく。
- ・郡上市雇用対策推進協議会と連携し、男女共同参画の意識を高めるための啓発活動、情報発信等を市内事業者等に対して積極的に行うとともに、ワーク・ライフ・バランス推進を進める企業等へのサポート支援を行っていく。

施策3:多文化共生の推進

【主管課:市長公室 秘書広報課】

<mark>評価 B</mark> 目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。

▶後期基本計画策定時の「現<u>状と課題」</u>

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

市内の在留外国人は増加傾向にあり、国籍や在留目的も多様化していることから、身近で暮らす外国人との共生によるまちづくりが求められています。

市民と在留外国人が、お互いの文化の違いを理解し合いながら、地域の一員として共に暮らす社会となっています。

I.施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

- ・3年目の開催となる「日本語ボランティア養成講座」は、入門編、応用編、実践編として、市内2会場(白鳥・八幡)で開催し、38人の参加を得た。受講者には、国際交流活動への参加を促すとともに、国際交流団体への加入にも繋げることができた(4名加入/八幡・白鳥各2名)。
- ・同団体の活動支援として、各団体主催の「日本語教室」に養成講座の講師及び県アドバイザーを派遣(3回)し、教室運営の充実に向けた 人的支援を行った。

【課題】

・増加傾向にある在留外国人への支援は、生活全般にわたる対応が求められており、庁内で連携した対応や情報共有が必要である。

Ⅱ.今後の方向性と具体的な展開

- ・増加傾向にある在留外国人の支援等に関し、庁内関係部署で連携した対応及び情報共有を図る。
- ・「日本語教室」において増加傾向にある就労外国人への対応について関係部署と協議、検討する。
- ・団体活動の活性化に向け、SNSを活用した広報周知に取り組むとともに、ボランティア活動への関心が高まるよう「日本語ボランティア養成講座」を継続的に実施する。
- ・市内に暮らす外国人に必要な情報を伝えるよう、市ホームページの外国人向けページの充実及び新たな言語(ベトナム語)の生活ガイドの翻訳に取り組む。

■後期基本計画策定後新たに生じた課題等

•

■関連する個別計画の有無

有

第1次郡上市人権施策推進指針、第3次郡上市男女共同参画プラン、第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画